

平成16年5月8日  
近畿地方整備局 河川部

淀川水系流域委員会の今後の任務について（要請）

このたび、淀川水系流域委員会の任務として、従前に変えて、下記の1～4について要請します。

なお、河川法にもとづき河川整備計画が策定された後は3に変えて4を要請します。

記

- 1、河川整備計画（案も含む）の実施・検討等計画内容の進捗を点検し意見を述べる。
- 2、河川整備計画（案も含む）の変更について意見を述べる。
- 3、河川法にもとづき河川整備計画が策定されるまでは「行政機関の行う政策の評価に関する法律」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。
- 4、河川法にもとづき河川整備計画が策定された後は「行政機関の行う政策の評価に関する法律」にもとづき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。

## 従来の淀川水系流域委員会

・淀川水系河川整備計画策定にあたり意見を述べる

・関係住民の意見の反映方法について意見を述べる

## 今後の淀川水系流域委員会

・河川整備計画(案も含む)の実施・検討等計画内容の進捗を点検し意見を述べる

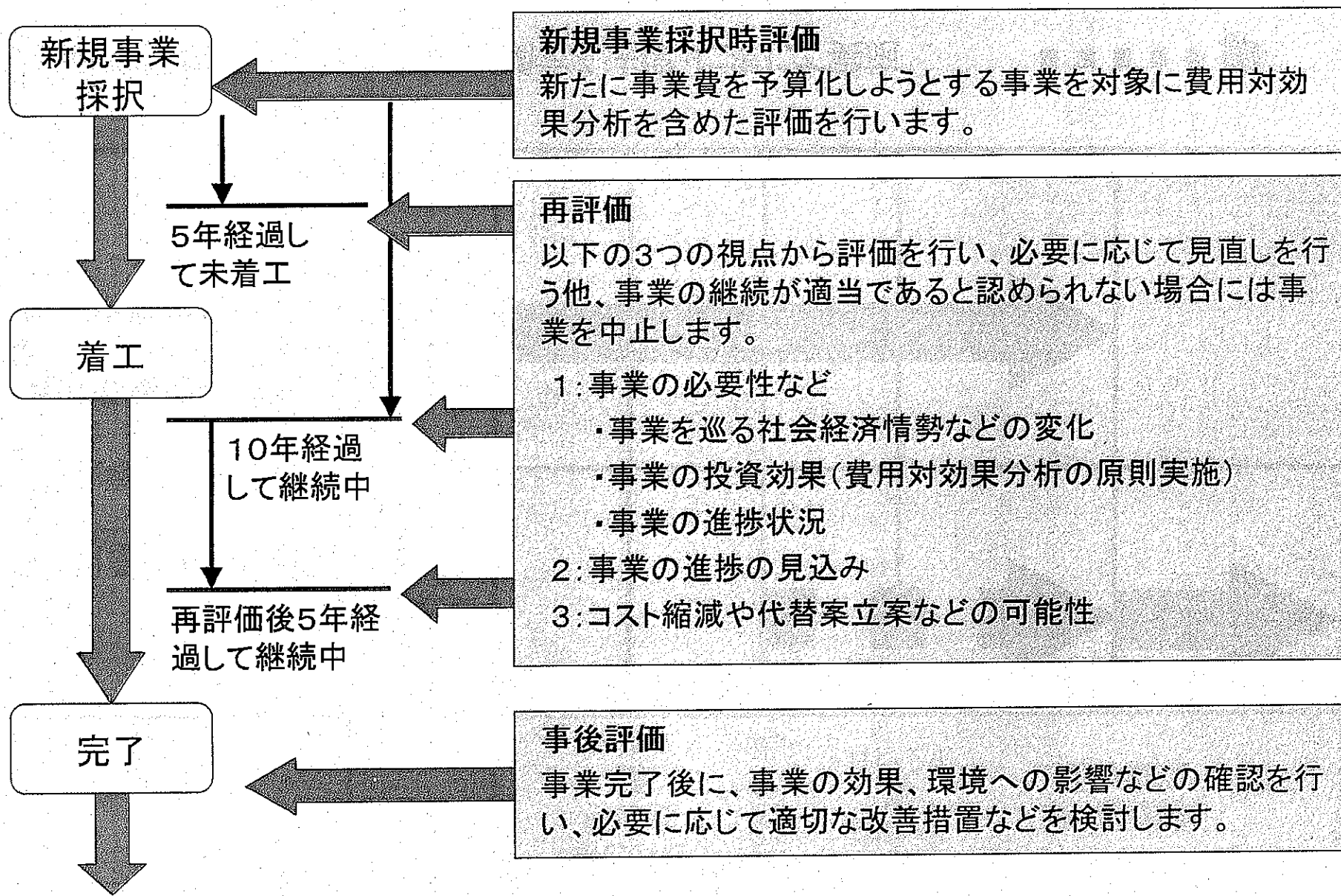
・河川整備計画(案も含む)の変更について意見を述べる

・河川法にもとづき河川整備計画が策定されるまでは「行政機関の行う政策の評価に関する法律」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる



## ・再評価、事後評価とは

評価の対象：災害復旧事業などを除く、国土交通省が所管する全ての公共事業



## ダム等の管理に係るフォローアップ制度

### フォローアップ調査

#### ○年次報告書の作成

・毎年フォローアップ調査の結果及びその分析をとりまとめた年次報告書を作成する

#### ○定期報告書の作成

・原則として5年ごとに過去の調査結果の分析・評価を行い定期報告書としてとりまとめる

#### フォローアップ調査の調査項目

1. 水質調査
2. 生物調査
3. 堆砂状況調査
4. 水源地域動態調査
5. 洪水調節及び利水補給の実績
6. その他の調査

流域委員会で機能を兼務